

水道メーター検針等業務委託公募型プロポーザルに関する質問に対する回答

No.	質問項目 ・ 頁	質問内容	回答
1	【実施要領】 1頁 2本業務の概要 (6)提案価格上限額	各年度の上限額が178,408,000円と同額になっておりますが、年々賃金や諸経費が上昇していきますので、5年間のトータル上限金額892,040,000円以内であれば年度ごとに金額を提示（変更）してもよろしいでしょうか。	提案価格が年度ごとに異なる場合も、全体の上 限額及び年度別の上限額の範囲内（消費税及び地 方消費税の税制改正並びに物価の変動による増減 額を除く）で提案いただくこととなります。
2	8頁 9プロポーザル の審査 (5)⑬提案価 格書	様式第10号の提案価格内訳書ですが、「2物件費」と「3その他」の項目についてどのような科目で記載すればよろしいでしょうか。	「物件費」は、経費のうち、人件費、維持補修 費、補助費などを除く消費的性質（支出の効果が 単年度または極めて短期間で終わるもの）をもつ 経費で、旅費、交際費、需用費、役務費、委託 料、使用料及び賃借料、備品購入費などが含まれ ます。 「その他」は、人件費と上記以外になります。
3	【要求水準書】 2頁 第1章 一般事 項 7執務室等(1)	浪岡地区の検針業務について、上下水道課との連携を密にするとともに、検針業務に付随する事務処理作業（検針地図等各種資料の作成、修正、保管）や問合せ等に迅速に対応するため、上下水道課内に検針員が待機する場所を確保することは可能でしょうか。	検針データのロード作業用のスペースはありま すが、常態的な待機スペースは想定していませ ん。ただし、苦情対応等必要があると認められる 場合、市と協議の上決定します。
4	同上	浪岡地区の検針員の業務管理のため、上下水道課内にタイムレコーダーを設置することは可能でしょうか。	業務に必要な機器類の設置は可能ですが、事前 に協議が必要となります。
5	同上	浪岡地区の検針業務に使用する車両の一時待機場所として、浪岡事務所の駐車場の一部を使用させていただくことは可能でしょうか。	業務上必要な一時的な待機のためであれば、可 能です。
6	6頁 第3章 業務委 託 1検針業務	毎月検針の対象となるものは、①口径40mm以上の大型メーター、②地下水検針、③口径40mm以上の親メーターに付随する子メーター、でよろしいでしょうか。	①②については、お見込みのとおりです。③の 口径40mm以上の親メーターに付随する子メー ターについては、一部（十数件のみ）が対象と なっています。
7	【作業要領】 2頁 2検針業務 (3) 作業内容 イ検針 データ勝利業務③	浪岡地区の検針データは上下水道課内に設置した料金システムの端末から送信することでよろしいでしょうか。	データの送信は、上下水道課内のシステム端末 からでも、水道部庁舎内の執務室等からでも可能 です。

8	6頁 5水道メーター等に係る調査業務 (1)基本的事項ア(3)作業内容アイウエ	本業務は青森地区が対象区域になっていますので、浪岡地区における「水量不満調査」「出水不良調査」「指針調査」「その他調査」等の業務については上下水道課の職員による対応という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、検針業務における検針業務当日における苦情処理等対応は、青森地区、浪岡地区と区別ありません。 なお、業務の合理性・効率性の観点から浪岡地区においても同様の業務を行おうとする提案を妨げるものではありません。
9	7頁 6滞納整理補助業務 (1)基本的事項アイ①②③④	給水停止・解除の外勤業務の待機場所及び電話受付・文書発送等の内勤業務の執務場所はいずれも営業課内でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	7頁 6滞納整理補助業務 (2)留意事項イ	水道使用者等への訪問を2人1組で行う理由の一つとして、従事者の安全面への配慮があると思われませんが、これまでに給水停止作業を実施するに当たり、使用者とトラブルになったことはあったのでしょうか。あったとすれば具体的にどのようなトラブルがあったのかご教授ください。	訪問は、適正な実施及び安全面から2人体制とするものです。また、給水停止作業は、事前に予告書を発送した上で本人と接触を試みるなどするため、多少の苦情が出ることはあっても、使用者とトラブルになった事例はほとんどありません。
11	同上	「業務従事者が2人1組で行い、2班体制を確保すること。」と記載されていますが、同一時間帯に異なる現場での給水停止・解除作業に2班が従事できるようにすることという意味でしょうか。それとも給水停止・解除作業の外勤業務に1班、電話受付等の内勤業務に1班を確保することという意味でしょうか。	2班体制とするのは、対象世帯が多い場合の対応や内勤と外勤の連携による給水停止・解除等作業の機動性を高めるようにするもので、外勤・内勤を各1班ずつ固定化するものではありません。
12	7頁 6滞納整理補助業務 (3)作業内容 ア 給水停止作業③	給水停止前に「納付勧奨」を行うこととされていますが、具体的な内容については受託者決定後に営業課と協議のうえ定めるということでよろしいでしょうか。	訪問した際に使用者等と面談できた場合は、滞納状況を伝えて納付の意思を確認いただくこととなり、給水停止は行いません。 意思表示の内容によって、その後の対応が異なりますので、具体的な内容については、候補事業者決定後に協議したいと考えています。
13	同上	給水停止実行前に使用者等から「この場で納付する」「後日必ず納付する」との申し出があった場合、営業課に連絡し、営業課の了承を得た上で停水せずに速やかに現場を離れてよろしいでしょうか。	本回答におけるNo.12のとおり、面談できた場合は、営業課に連絡することなく給水停止せず、現場を離れて結構です。なお、訪問時において集金業務をお願いすることはありません。